

北広島市と株式会社ジョイフルエーカーとのまちづくりに関する包括連携協定書

北広島市（以下「甲」という。）と株式会社ジョイフルエーカー（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することの必要性を確認し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域資源や取り巻く社会的な要因への共通認識を持ち、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、効果的な事業の実施、情報の提供などに努め、もって、地域活力の増進、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 学び合い心を育み笑顔輝くまちづくりに関すること。
- (2) 誰もが安全に暮らせるまちづくりに関すること。
- (3) 住みよい環境に囲まれたまちづくりに関すること。
- (4) 活力みなぎる産業と交流のまちづくりに関すること。
- (5) その他、地域の活性化及び市民のサービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な事業内容については、お互いの事業領域を尊重し、甲と乙が真摯に協議し、事業ごとに別に定める。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月27日

甲 北海道北広島市中央4丁目2番地1
北広島市
市長

市野 弘之



乙 北海道札幌市東区北6条東4丁目1番地7
de AUNE さっぽろビル7階
株式会社ジョイフルエーカー
代表取締役社長

木村 寛司

